

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	景観重要建造物の現状変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 22 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 22 条第 1 項・第 2 項・第 4 項 景観法施行令第 13 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしない。</p> <p>2. 次に掲げる行為については、申請を要しない。</p> <p>(1) 通常管理行為</p> <p>(2) 軽易な行為</p> <p>(3) 次に掲げる行為</p> <p>① 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却</p> <p>② 景観法第 25 条第 2 項に基づく条例で定める管理の方法の基準に適合する行為</p> <p>③ 管理協定に基づく行為</p> <p>④ ①～③に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(5) 国の機関又は地方公共団体が行う行為。ただし、あらかじめ、協議しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	景観重要樹木の現状変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 31 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 22 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 31 条 景観法施行令第 15 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 申請に係る行為が当該景観重要樹木の良い景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしない。</p> <p>2. 次に掲げる行為については、申請を要しない。</p> <p>(1) 通常の管理行為</p> <p>(2) 軽易な行為</p> <p>(3) 次に掲げる行為</p> <p>① 次に掲げる樹木の伐採</p> <p>ア 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採</p> <p>イ 危険な樹木の伐採</p> <p>② 法第 33 条第 2 項に基づく条例で定める管理の方法の基準に適合する行為</p> <p>③ 管理協定に基づく行為</p> <p>④ ①～③に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(4) 非常災害のため必要な応急措置</p> <p>(5) 国の機関又は地方公共団体が行う行為。ただし、あらかじめ、協議しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	管理協定の締結の認可、変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 38 条、第 40 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 36 条第 2 項、第 38 条、第 40 条 景観法施行規則第 15 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>管理協定の認可の申請又は管理協定において定められた事項の変更が、次のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 管理協定の内容が、①及び②の基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>① 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>② 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項、管理協定の有効期間、管理協定に違反した場合の措置について下記の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。</p> <p>イ 管理協定の有効期間は、5 年以上 20 年以下でなければならない。</p> <p>ウ 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑地管理機構による管理協定の締結・変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 42 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 42 条 景観法第 36 条第 2 項・第 3 項、第 37 条～第 42 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>緑地管理機構による管理協定の認可の申請又は管理協定において定められた事項の変更が、次のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 管理協定の内容が、①及び②の基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>① 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>② 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項、管理協定の有効期間、管理協定に違反した場合の措置について下記の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。</p> <p>イ 管理協定の有効期間は、5 年以上 20 年以下でなければならない。</p> <p>ウ 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	景観地区内における建築物の計画の認定・変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 63 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 62 条 景観法施行令第 17 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>景観法第 6 2 条の規定により、景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、次の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第 1 0 条第 4 項及び第 1 7 条第 1 項 ・ 航空法第 3 9 条第 1 項第 1 号、第 5 1 条第 1 項、第 2 項（同法第 5 5 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項並びに第 5 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項 ・ 有線電気通信法第 5 条（同法第 1 1 条において準用する場合を含む。）
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	応急仮設建築物等の存続の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 77 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 77 条第 1 項・第 4 項 景観法施行令第 26 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、下記の場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限って、その許可をすることができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの</p> <p>(2) 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が 30 平方メートル以内のもの</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	景観協定の締結の認可、変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 83 条第 1 項、第 84 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 81 条、第 83 条第 1 項・第 2 項、第 84 条 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第 11 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>景観行政団体の長は、次のいずれにも該当するときは、景観協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) ①～⑦の基準に適合すること。</p> <p>① 景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>② 良好な景観の形成のための事項は、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。</p> <p>③ 農用地の保全又は利用に関する事項は、景観農業振興地域整備計画（景観法第 55 条第 1 項）が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。</p> <p>④ 景観協定の有効期間は、5 年以上 30 年以下でなければならない。</p> <p>⑤ 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p> <p>⑥ 景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>⑦ 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。</p> <p>※景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	60日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	景観協定の廃止の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 88 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 88 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一の所有者による景観協定の締結の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 90 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項・第 2 項・第 3 項 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第 11 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>景観行政団体の長は、景観計画区域内の一団の土地（景観法第 8 1 条第 1 項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しない場合、(1)～(3)のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) ①～⑦の基準に適合すること。 ① 景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ② 良好な景観の形成のための事項は、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。 ③ 農用地の保全又は利用に関する事項は、景観農業振興地域整備計画（景観法第 5 5 条第 1 項）が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。 ④ 景観協定の有効期間は、5 年以上 30 年以下でなければならない。 ⑤ 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。 ⑥ 景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ⑦ 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	景観整備機構の指定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	景観法第 92 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	景観法第 92 条第 1 項、第 93 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項）であって、(1)～(7)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>(1) 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>(2) 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。</p> <p>(3) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。</p> <p>(4) (3)の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(5) 景観農業振興地域整備計画の区域（景観法第 5 5 条第 2 項第 1 号）内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。</p> <p>(6) 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(7) (1)～(6)に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日